

令和 6 年 2 月 2 6 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 説 明 書
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第 1 回 廿日市市議会追加議案説明書目次

議案第 47 号	廿日市市吉和若者等創作活動施設設置及び管理 条例を廃止する条例	…………… 1
----------	------------------------------------	---------

(議案第 4 7 号)

廿日市市吉和若者等創作活動施設設置及び管理条例を廃止する条例

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市吉和若者等創作活動施設に関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、廿日市市吉和若者等創作活動施設設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。